

受益と負担の関係について

資料2

〔個人住民税における受益と負担〕

個人住民税には、居住している地方団体から受ける行政サービスに着目して税を課すという「受益と負担の関係」が成り立つとされる。

個人住民税は、所得税が所得再分配的色彩の強い応能課税であるのに対して、公共サービスがもたらす便益に応じて、広く住民にその経費を分任させようとする応益課税の色彩を強くもっている。

【「地方税」(H7.10) 坂野 恵三】

(住民税については、)市町村内に住所を有するものは、個人であれ、法人であれ、その市町村からいろいろな行政サービスを受けるので、その点に着目して課税することになっている税です。

【問答式 地方税の基礎知識(改訂版) 地方税務研究会 編】

〔論点〕

1. 「ふるさと納税」と個人住民税における「受益と負担の関係」をどう理解するか。
2. 個人住民税の一部を税として「ふるさと」に納める場合と、「ふるさと」に寄附することにより個人住民税が軽減される場合では、整理は異なるのか。

視点1 使用料、手数料、目的税との違い

使用料…行政財産の目的外使用または公の施設の利用につき、その対価として徴収するもの

手数料…地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、徴収するもの

目的税…最初から特定の経費に充てる目的で課される税(受益者の範囲が特定できる公共サービスについては、それらの特定の範囲の者に費用を負担させる方が負担の公平・資源の適正配分の観点からみてむしろ合理的であるとの考え方によるもの。)

- 個人住民税における「受益と負担の関係」と使用料等の「受益と負担の関係」との違い
- 寄附による対応の場合の取扱い

視点2 個人住民税の「受益」と「負担」の例

・1月1日現在居住していたが、その後、域外に転出した者についても課税

※「受益」の可能性

・生活利益、勤労利益、余暇利益

・一定所得水準以下の者は非課税

現行制度における「受益と負担」の姿と「ふるさと納税」との関係

寄附による対応の場合の取扱い

視点3 「課税の根拠」と「課税の水準」

A 「地方税の課税に関して、(中略)「応益課税」ということがよく論じられる。この応益課税とは、(中略)各人の租税負担能力に応じて租税負担を配分するのではなく、行政からうける利益に応じて租税負担を配分し、かつ、そのようになるように税目や課税対象を定めようとする考えである。また、この応益課税は、課税団体および納税義務者を決定する場合の基準となるもので、課税団体が1つである国税よりも地方税において重視されている。」 【現代税法講義[三訂版] 北野弘久】

B 「応益原則は、課税の根拠論としては妥当しても、租税負担の配分基準としては妥当しえないというべきである。租税で負担するということは、行政から受ける公的利益の有無、程度の違いを捨象して、共同で負担すべき公的役務について、社会全体で支えるということの意味する。支払能力がない者は、対価原則に基づき、当該サービスを受けることができないという論理(負担金、手数料)と、支払能力の有無にかかわらず(支払ったかどうかにかかわらず)当該サービスを受けることができるという論理(租税)を、明確に区別する必要がある。」

【地方税の法的課題 日税研論集Vol.46 住民税の法的課題 田中治】

課税の水準(租税負担の配分)と「受益と負担」関係論との関係

寄附による対応の場合の取扱い

視点4 「受益と負担の関係」と課税側の論理、納税者の立場

【委員意見】

- 受益者側も納税者側も受益に応じた負担ならばいいというような考え方で受益者負担というのがあると思うが、往々にして税金をかける側の論理として受益者負担というようなことが言われている。一方的な課税の論理だけではなく、納税者の意思や権利というものをもう少し尊重するような議論を展開すべき時代なのではないか。
- 受益者負担の原則は住所地主義と結びついており、あまり人が移動しない、あるいは画一的に扱ったほうが課税しやすいという、5、60年前の税制。現在は、地元で納税しないで移動してしまう。また、納税者の意識も格段に進んでおり、この受益の意味を、課税する側の論理ではなくて、納税者側で選択する道を選ぶことが重要。
- 納税者主権、納税者側の論理からの説明可能性
- 寄附による対応の場合の取扱い

視点5 個人が受ける、より直接的な「受益」と、より広い意味での「受益」

- ・公共施設整備や福祉等の対人サービスなどの直接的な受益
- ・水資源の確保や環境問題など相互協力を要する課題の解決を通じたより広い意味での「受益」
- ・納税者の心理的満足感 など
- 納付先の課税の根拠としての位置づけ可能性
- 「受益」の客観性
- 寄附による対応の場合の取扱い

視点6 「受益と負担の関係」と時間軸(ライフ・サイクル)

[これまでの考え方]

- ① 租税は、当該年度の歳出(行政サービス・受益)をまかなうものとの位置づけ
- ② 財政は単年度主義が原則
- ③ 個人住民税についても、同様。但し、住所地主義

[新たな視点の背景]

少子化対策・子育て対策の重要性の高まり・コストの増大、人口の流動性の高まり など

[新たな視点]

過去に受けてきた行政サービスによる受益を根拠に納税者に対して負担を求める。
※ 将来受ける可能性を含めた一生涯に受ける行政サービスという考え方もあるか。

[論点]

- ・過去に受けた行政サービスについては、既に「親の世代」により負担・支弁されたのではないか。
- ・様々な経歴、生活実態などを経る中で、過去の特定の一時期に着目して負担を求めることをどう考えるか。
- ・特定の行政サービスによる受益の数量化、割り振り、をどう考えるか。
- ・過去の行政サービスによる受益と遡及課税の関係

- ライフサイクルのなかの「受益と負担」関係による新たな制度構築の可能性
- 寄附による対応の場合の取扱い

[住所地の地方団体における受益と負担、住所地以外の地方団体における受益と負担]

視点1～6等を背景とした説明可能性

①住所地の地方団体における「受益と負担」

- 個人住民税の一部が他の団体に納付される場合
- 他の団体に対する寄附が行われることにより個人住民税が減額される場合

②「ふるさと納税」の対象となる、住所地以外の地方団体における「受益と負担」

- 個人住民税が他の団体の居住者から納付される場合
- 他の団体の居住者から寄附が行われる場合

(参考) 個人住民税における住所地課税について

個人住民税は、基本的には、①市町村(道府県)内に住所を有する個人、②市町村(道府県)内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者、に対して課される。(地方税法第24条、第294条)

「個人住民税は、市町村(道府県)が行政サービスを広く提供するために必要とする経費について、広く住民にその負担を分任させることを旨とする税」とされる。

- ・ 一般に、住所地において行政サービスを最も多く受けているため、応分の負担をすべきという考え方に基づき、①の者に対しては、所得割及び均等割を課している。
(いわゆる「住所地課税主義」)
- ・ また、②のように、住所を有していない者についても、市町村(道府県)内に事務所等を有する場合には、その限りにおいて、行政サービスを受けることになり、当該市町村(道府県)との間で応益関係に立つことに着目し、均等割を課している。

※住所地以外で活動する者については、現行の個人住民税は課税できないが、使用料や消費課税、固定資産税など他の税による負担などが存在

(注)ここでは、金融所得等に対して課される個人住民税を捨象している。